

ムトス飯田協定 実施の指針

（協定の名称）

第1条 協定の名称は、ムトス飯田協定（以下「協定」という。）とする。

（協定の目的）

第2条 協定は、団体、法人、市民等（以下「団体等」という。）が行う公益性が高く市民の幸福に資する事業について、ムトスの精神を讃え、飯田市がパートナーとなって実り多い事業に発展させていくことを目的に、当該事業を実施する団体等と締結する。

（協定の対象及び基準）

第3条 協定の対象は、団体等が実施する事業とし、次の各号のいずれにも該当することを基準とする。

- (1) 市民に良好な影響を与え、市民との協働や連携が進展する事業であること。
- (2) 持続可能な地域づくりへの献身的な対応及び社会貢献が認められる事業であること。
- (3) ムトスの精神に沿い、自ら前向きな意志と行動力を多分に発揮している事業であること。

（協定の締結者）

第4条 協定は、前条の事業（以下「事業」という。）を実施する団体等と飯田市との間で締結する。

（協定締結の手順）

第5条 協定を締結しようとする団体等は、事業の名称、目的、期間、内容、担う役割等を飯田市が指定する申請用紙に記入し、事業の詳細を示す書類を添付して飯田市に提出することにより申請する。

（協定の効力）

第6条 協定の存続期間は、締結時から当該事業が終了するまでとする。

- 2 協定の締結者は、事業の効果を高めることを目的に、協定を締結したことを公表し表示することができる。
- 3 飯田市は、協定を締結したことを理由として事業について次の事項を行うものではないことを確認する。
 - (1) 労力もしくは物品の提供又は費用の負担
 - (2) 飯田市共催及び後援の実施に関する規則（平成24年飯田市規則第22号）及び飯田市教育活動に対する共催又は後援の実施に関する規則（平成24年飯田市規則第4号）の規則に基づく共催又は後援の実施

附 則

この指針は、平成26年11月5日以後に実施される事業から施行する。

※「ムトス飯田」については、下記のとおり。

■ムトス飯田

「ムトス」とは、広辞苑の最末尾の言葉「ん・と・す」を引用したもので、「まさに…しようとする」という意思を表す言葉（「…せむ（ん）とす」）。英語のWillと同じで、行動への意思や意欲を表している。

昭和57年3月に飯田市が作成した「10万都市構想」で理想とする都市像の実現に向けての行動理念・合言葉として「ムトス」を使用した。理想都市実現に向けての市民一人ひとりの「しようとする」意志力を意味している。以来、地域づくりの合言葉として「ムトス飯田」を使用している。

「地域を想い、自分ができることからやってみよう」という団体等が数多く育ってきており、「ムトス」の名のもとに自発的な意思や意欲、具体的な行動による地域づくりが展開されている。

さらに、飯田市では「ムトス」という言葉を昭和62年に商標登録し、各種の構想・計画に使用している。（例：昭和63年「ムトス飯田・学習交流都市構想」策定）